刑事弁護起案課題

秋山康弁護士の立場に立って,以下の設問に答えて下さい。

(小問1)

秋山弁護士は、被疑者岩川哲(いわかわさとし)に対する詐欺被疑事件の国選弁護人に選任されました(被疑事実は別紙勾留状謄本のとおり)。秋山弁護士は、早速、被疑者に接見し、被疑者弁護活動を開始しました。平成30年8月22日の初回接見の経過は下記【経過】のとおりです。秋山康弁護士の立場に立って、以下の課題を検討して下さい。

ただし、小問2及び別紙接見メモ記載の事実経過は、本問では考慮しないものとします。

- (1)下線部(ア)(イ)における被疑者の質問に対し、どのように回答するか検討して下さい。 起案は求めません。
- (2) 平成30年8月22日の初回接見終了時点において、被疑者弁護における今後の弁護方針を検討して下さい。起案は求めません。

【経過】

- 8月22日 被疑者初回接見
- ・被疑事実に間違いはない。
- ・店の人に代金の支払を請求され、妻のへそくりのことが頭に浮かんだ。家に案内して、そのへ そくりで払おうと思った。食べ物を注文する時には、空腹でそこまで頭が回らず。へそくりの 具体的な場所や金額は今もわからない。
- ・警察には自ら連絡した。警察官を呼んだのも自分。家にも自ら案内した。
- ・しかし、家には結局お金はなかった。
- ・お金はほとんどない(150円くらい)。
- ・被害弁償をする程の金はない。妻に連絡すれば出来るかもしれない。
- ・しかし、妻は現在妊娠中。子供が生まれているかもしれない。
- ・子供が生まれているかどうかを教えてほしい。
- ・できれば、下着の差し入れがほしい。
- ・妻には本当にごめんなさいと伝えてほしい。
- ・調理師の免許があり、以前日本料理店で働いていたが、今年の3月に解雇され今は無職。
- ・<u>(ア)「この料理店で働いていたとき、給与1か月分くらいが払われていなかったことがある。</u> これを払ってもらえば、示談できるくらいの金になるかもしれない。その料理店と交渉してくれないか?」と質問された。「」と答えた。
- ・ (イ) 今回以外にも無銭飲食したことが何回かある。取調べでしゃべった方がいいか?」と質問された。「」と答えた。
- ・かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

(小問2)

秋山弁護士の活動もむなしく、被疑者は起訴され、第1回公判期日が平成30年10月29日に指定されました(起訴内容は別紙起訴状のとおり)。検察官より開示された証拠は別紙検甲及び乙号証のとおりであり、平成30年8月22日から同年10月23日までの接見等の詳細な経過は「接見メモ」のとおりです。引き続き、以下の別紙資料に基づき、被告人国選弁護人に選任された秋山弁護士の立場に立って、以下の課題を検討して下さい。

ただし,小問1記載の事実関係は本問では考慮せず,別紙接見メモ記載の事実関係を前提と して下さい。

- (1)以下の検察官請求証拠につき、弁護人としての証拠意見を検討して下さい。<u>起案は求め</u>ません。
 - 検甲第3号証 電話聴取書
- (2) 平成30年10月23日, 秋山弁護士は, 検察官に(1) の証拠につき, 不同意とする 旨を伝えました。

すると、同日、検察官は、秋山弁護士に対し、「弁第 $1\sim3$ 号証につきいずれも不同意とする。弁護人が検甲第3号証につき同意するのであれば、弁第 $1\sim3$ 号証につきいずれも同意する。」と通告しました。

秋山弁護士が今後とるべき対応を検討して下さい。起案は求めません。

(3) 平成30年10月29日付弁論要旨を起案して下さい。

なお,本間では(1)及び(2)の問い記載の事実関係にかかわらず,第1回公判が以下の 予定となっていることを前提として下さい。

ア 冒頭手続

罪状認否において,公訴事実は全面的に認める。

イ 証拠調べ

検察側立証(検甲第1ないし3号証,検乙第1ないし第3号証の取調べ)

※いずれも同意予定

弁護側立証(弁第1ないし第3号証の取調べ、岩川良子の証人尋問、被告人質問)

※事前に、検察官より、書証については全部同意、証人尋問及び被告人質問については「しかるべく」とする旨の連絡をもらっている。

ウ 論告・弁論

この日で審理は終結する予定となっている。

注 司法研修所から支給された教材等,各種資料を参照して差し支えありません。

別紙

起訴状 被害届(検甲1) 被害者のKS(検甲2) 被害者の電話通信書(検甲3) 被告人のKS(検乙1) 被告人のPS(検乙2) 前科調書(検乙3)

事前研修刑事弁護起案資料

示談申出書(弁1) 謝罪文(弁2) 示談書(弁3) 接見メモ 妻からの聞き取りメモ